



県章

# 山形県公報

平成28年7月26日（火）  
第2766号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 農業振興地域の区域の変更……………（農政企画課）…883
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁総務課）…884
- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課）…同
- 同……………（庄内総合支庁建築課）…887

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第702号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成28年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更する地域の名称  
新庄農業地域
- 2 変更後の区域  
新庄市行政区域のうち、次の図に示す区域  
(次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山形県告示第703号

次の開発行為は、完了した。

平成28年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成28年7月7日 指令置総建第22号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第1工区  
南陽市宮内字桜田535番1及び536番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東置賜郡高島町大字石岡943番地 川井 正市

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年 7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年 7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ひびき
  - (2) 代表者の氏名  
小林 真
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市舟場9番18号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、児童の健全育成と高齢者、障がい者の福祉の向上、および森林の整備管理に関する事業を行い、もって社会福祉の増進と地域環境の保全に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年 7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積 平方メートル			収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円を超え123,000円以下 の者	収入が123,000円を超え139,000円以下 の者	収入が139,000円を超え158,000円以下 の者	収入が158,000円を超え186,000円以下 の者			収入が186,000円を超え214,000円以下 の者
県営若葉東アパ ート1号	新庄市金沢1494 -1	3DK	62.8	1	一般用	15,600 円	18,000 円	20,600 円	23,200 円	26,500 円	30,600 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 2号	同 -4	同	63.5	2	同	15,700 円	18,200 円	20,800 円	23,500 円	26,800 円	30,900 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年8月1日から同月5日まで（土曜日及び日曜日を除く。）（受付時間 午前9時30分から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年8月5日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

## 5 入居の時期 平成28年9月（中旬）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年7月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要			
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営美原アパ ート3号	鶴岡市美原町19 -23	住宅形式 2DK 1戸当たり 住戸専用 面積 40.5 平方メートル	1	一般用	12,000	13,800	15,800	17,800	20,400	23,500	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	3DK	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同 3号	同 6 -6	同	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	2	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300		
同 2号	同	4DK	3	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100		
同 3号	同	3DK	1	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500		
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	2LDK	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000		
同	同	3DK	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000		
同 2号	同 23 -62	同	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000		
同 3号	同 23 -60	同	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000		
同 川南アパ ート1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	1	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500		
同	同	同	3	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500		単身可
同 2号	同 1-2	同	1	同	15,700	18,100	20,700	23,400	26,700	30,800		単身可
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400		



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年8月4日から同月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所



5 入居の時期 平成28年10月上旬

		正		誤	
発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成28. 4. 1	号外(11)	19	13	第1号及び第2項	第1号及び第2号

平成28年7月26日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成28年7月26日発行 発行人 山 形 県